

○香南香美老人ホーム組合公告式条例

〔 昭和 42 年 8 月 1 日  
条 例 第 2 号 〕

改正 昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 2 号  
平成 7 年 12 月 26 日 条例第 2 号  
平成 18 年 2 月 22 日 条例第 1 号  
平成 29 年 5 月 18 日 条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、香南市野市町母代寺 188 番地三宝荘掲示場に掲示して行うものとする。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、その他組合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「組合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則又は規程の施行期日)

第 6 条 規則又は組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(告示、公告及び公示)

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定は、特別の定めがあるものを除くほか、組合長及びその

他組合の機関の行う告示、公告及び公示に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月26日例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第1号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日条例第11号）

この条例は、平成29年6月1日から施行する。